

住宅都市局優秀施工者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅都市局等発注工事における優秀な施工者を表彰することより、施工者の意欲の向上を図り、もって工事の品質の向上に資することを目的とし、表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 業種 名古屋市競争入札参加資格において求める業種をいう。
- (2) 工事成績評定対象工事 住宅都市局工事成績評定要領に基づき評定の対象となる工事をいう。
- (3) 工事成績評定点 住宅都市局工事成績評定要領に基づき採点された評定点合計をいう。
- (4) 住宅都市局等発注工事 住宅都市局が発注した工事又は病院局等が発注して住宅都市局が工事成績評定を行った工事をいう。
- (5) 表彰年度 表彰を行う年度をいう。
- (6) 表彰対象年度 表彰年度の前年度及び前々年度をいう。ただし、表彰年度が令和3年度の場合は、令和2年度をいう。
- (7) 施工者点 別表の分野別に、表彰対象年度に完了した工事の工事成績評定点を施工者ごとに平均した点数をいう。
- (8) 表彰基準点 別表の分野別に、施工者点を平均した点数に標準偏差を加えて得た点数をいう。

(表彰対象者の選定)

第3条 表彰対象者は表彰対象年度に完了した住宅都市局等発注工事の施工者のうち、次の各号のいずれかに該当する者の中から、局の優秀施工者表彰審査会（以下、「審査会」という。）の審査を経て、住宅都市局長（以下、「局長」という。）が決定するものとする。ただし、表彰年度が令和3年度の場合は、第9条の規定による。

- (1) 工事成績評定対象工事の施工者のうち、以下のいずれにも該当する者
 - (ア) 施工者点が表彰基準点以上の者
 - (イ) 別表に掲げる分野のうち、一つの分野で2件以上、もしくは2つ以上の分野（ただし、当該各分野において施工者点が表彰基準点以上の場合に限る）で計2件以上の工事を完了した者
- (2) 前号のほか、特に優秀と認められる者

(表彰の方法)

第4条 表彰は、毎年度1回、局長が表彰状を授与して行うものとする。

(欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、第3条の規定に関わらず、表彰対象者とし
ないものとする。

- (1) 表彰対象年度の当初から表彰の前日までに、建設業法第28条に基づく指示又は
営業停止命令を受けた者
- (2) 表彰対象年度の当初から表彰の前日までに、名古屋市において指名停止を受けた
者。
- (3) 表彰対象年度に完了した工事のうち、工事成績評定点が60点未満の工事を1件
以上施工した者
- (4) 前各号のほか、表彰することが不適当と認められる者

(前年度に表彰された者の取り扱い)

第6条 表彰年度の前年度に表彰を受けた者は、第3条の規定に関わらず、表彰対象者とし
ないものとする。

(共同企業体の取り扱い)

第7条 共同企業体として施工した工事の工事成績評定点は、施工者点の算出にあたり、次
の各号のとおり取り扱う。

- (1) 特定共同企業体の場合は、当該共同企業体の各構成員の工事成績評定点として取
り扱う。
- (2) 経常共同企業体の場合は、経常共同企業体の工事成績評定点として取り扱う。

(表彰の取り消し)

第8条 局長は、表彰を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると判明した場合は、審査
会の審査を経て、表彰を取り消すことができる。

- (1) 工事成績評定点の修正により、第3条の選定の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 前号のほか、表彰を取り消すことが妥当だと認められる場合。

(令和3年度の表彰対象者の選定の特例)

第9条 表彰対象者は表彰対象年度に完了した住宅都市局等発注工事の施工者のうち、次
の各号のいずれかに該当する者の中から、審査会の審査を経て、局長が決定するものとす
る。

- (1) 工事成績評定対象工事の施工者のうち、施工者点が別表に掲げる分野ごとの概ね
上位5%の者
- (2) 前号のほか、特に優秀と認められる者

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 分野と業種の関係

分野	業種
土木	一般土木工事
	とび・土工・コンクリート工事
	道路標識設置工事
	屋外照明工事
	鋼構造物工事
	舗装工事
	区画線設置工事
	造園工事
建築	建築工事
	解体工事
	防水工事
	内装仕上工事
	建具工事
建築設備	電気工事
	受変電工事
	電気通信工事
	管工事
	機械設備工事
	消防施設工事

(注1) 上記に記載のない業種は、必要に応じて分野を決定する。